

平成17年12月12日
林 野 庁

**気候変動枠組条約第11回締約国会議等の結果について
(森林・林業関連議題の概要)**

ア 京都議定書運用細則の決定等

COP/MOP1において、COPから付託された京都議定書の運用細則（吸収源の算定・報告やCDM植林等に関する細則等）に関する決定案（マラケシュ合意）が採択された。

イ 吸収源に関する情報提出不履行の基準

各国の提出する吸収源に関する情報の品質を判断するための基準が合意された。なお、吸収源に関する情報の品質が著しく劣っていると判断された場合、吸収量の議定書の目標達成への算入が差し止められることとなる。

ウ 伐採木材製品の取扱い

附属書I国から提出されたデータ及び意見に基づき伐採木材製品の取り扱いについて議論が行われたが、次回SBSTA等で更に検討することとされた。

エ 途上国における森林減少に由来する排出の削減について

パプア・ニューギニア等の提案により、途上国における森林伐採由来の排出量削減活動を評価する仕組みについて議論が行われた。

調整の結果、次回SBSTAで議論を始め、各国等から提出される意見に基づきSBSTA27で検討結果を報告すること等が合意された。

オ 小規模CDM植林の方法論等

森林に関する事項では、小規模CDM植林を実施する際の温室効果ガス排出量及び吸収量の算定を容易にする簡素化された方法論が採択された。

以上